

報告概要「日本と EU におけるバイオディフェンスフレームワーク」

慶應義塾大学助教授
齋藤智也

まず、バイオテロとは、「病原微生物や生物由来毒素を、人為的・意図的に散布し、身体的な被害や、社会恐怖・不安・精神的被害・パニックを社会に引き起こす行為」である。その歴史は紀元前にまで遡れるとともに、近年の事例としてはアメリカにおける炭疽菌郵送事件等がある。バイオテロの特性としては、秘匿性が高い（攻撃に気づきにくい上に潜伏期もある）、効果が及ぶ範囲が広い（範囲が限定できない）、多様性（自然界に存在する病気やウィルスの数だけ種類があるので対応が難しい）などがある。ただし、現実的な利用可能性について見ると、作りやすい反面、攻撃対象が限定できず、成果が不確実であるため、一義的に評価することは困難である。

バイオテロ対策におけるキーワードとしては、バイオセーフティ&バイオセキュリティ（生物剤取扱者側の安全確保と危険病原体の安全確保）、疫学（サーベイランス：自然状態での疫病等の発生状況を逐次監視すること）などがある。

感染症対策と安全保障という観点からは、戦前においては我が国では内務省が一元的に対応していたが、戦後は今日の新型インフルエンザ対策に見られるように個人ベースの対応となっていることが指摘できる。また、従来の疫病等と異なり、悪意を持った主体が引き起こしているという視点を持つことが重要である。同様に、疫病対策であればワクチン等を各国で融通しあうべきであるが、これが安全保障的観点を持ち込んだ場合には各国ごとに備蓄を確保する行動がとられるという特性が生じる。

対バイオテロフレームワークの事例としては、多国間のものとして生物兵器禁止条約 (BTWC)、世界健康安全保障イニシアチブ (GHSI)、G8 の BTEX 等があり、二国間のものとしては日米安全・安心科学技術協力イニシアチブ等がある。後者については慶應 G-SEC も国立感染症研究所やアメリカ疾病予防管理センター等と協力して案件を有している。この協力の一環として武蔵村山市の生物学的高度安全実験施設の見学等も予定している。この施設は周辺住民の反対によって現在稼働できていないものである。

EU 内のバイオディフェンスフレームワーク事例として、大規模健康危機対応のための情報・技術・対処能力の共有を目指した国立公衆衛生研究所の国際ネットワーク (INSIGHT) やヨーロッパにおける対応フレームワーク形成による人為的散布に対する対応の強化 (BIOSAFE) 等がある。後者にはデータベース構築が含まれる。これらには日本としても参加できたらと思うものもある。また、EU 内の国際協力ではなく、EU イニシアチブとしては、”Green Paper on Biopreparedness”や、研究資金スキームの中でのプロジェクト等があるが、CBRNE 対策として、バイオテロ対策からいわゆる”All-hazard”（あらゆる危険物）対応という方向性が見られる。

既存の日・EU 協力のための行動計画を見ると、様々な項目が散りばめられており、中には日本が稼働できていない BSL4 施設に関する協力もカバーされており、非常に興味深い。現状の日欧協力は研究者間の個人ベースのものにとどまっており、国家支援が欠けているため、安定性や継続性に問題がある。このような点がカバーされると意義深いであろう。

文責：小林正英（尚美学園大学）。報告者による了承の上、掲載。